

全国建設労働組合総連合

2018. 2. 14

1、全建総連とは

全建総連は 47 都道府県の 53 県連・組合が加盟しており、全国約 1,200 の事務的拠点があります。組合員は約 62 万人のうち大工は約 12 万 5,000 人です。

私たちは東日本大震災を契機に JBN という全国の工務店の組織と組んで応急仮設の木造による建設を行っており、一般社団法人全国木造建設事業協会として現在 30 の都道府県と災害時協定を締結させていただいております。福島で約 1000 戸、熊本で 560 戸余りを木造で建設いたしました。

2、今回の内閣府の提案との関係で整理と調整が必要と思われる点

(1) 地元産の木材を活用する場合

応急仮設木造住宅を建設する際、締結先の都道府県から地元産材活用の要望をいただきます。木材の産出や製材場所は必然県の山林部になります。一方政令指定都市は都市部ですので、その場合地元産の木材活用意向については県と政令指定都市で大きな差異が生じる可能性が出てきます。地元経済循環と林業分野との連携の観点から地元木材の活用意向の統一をお願いしたいと考えます。

(2) 復旧期の応急仮設住宅建設と復興期の災害公営住宅建設について

災害事務は復旧期と復興期のそれぞれの段階においても検討すべきと考えます。

①仮設住宅の建設地の場所

政令指定都市は、都市部にあることから建設地の確保が厳しいことが予想されるため、政令指定都市の費用で市外地に市の仮設を建設することができるのか、できた場合でも手続等々が政令指定都市と県との調整でより複雑になる場合があるのではないかと懸念されます。

②木造仮設を公営住宅に転用する場合

内閣府の「大規模災害時の被災者すまいの確保策における論点整理」のなかで、木造仮設を公営住宅に転用する検討の必要性が記載されています。すでに熊本県では今回の地震被害に際し仮設を鉄筋コンクリートの基礎に建設しており、今後公営住宅として転用することになります。政令指定都市では建設地が市外でできない場合、市内被災者の敷地に最初から仮設を建設し後に転用するといった対策が求められます。

(3) 応急仮設木造住宅建設に関する災害時協定の締結について

私たちは全木協として今 30 都道府県と結んでいます。新たに 20 の政令指定都市とも協定を新たに結ぶ必要が出てくるのではないかと懸念されます。

(4) 大規模災害時の広域支援について

大規模災害時には隣県からの様々な支援が求められます。県同士は県境でつながっており比較的スムーズな支援の受け入れが可能と考えられるが、県の中央部などに位置している政令都市の場合、隣県あるいは他の政令指定都市に支援を求められるのかという課題があるのではないかと懸念されます。場合によっては政令指定都市が孤立するのではないかと懸念されます。

3、県と政令指定都市との権限が分離した場合、新たな県境とならないように

新たな内閣府施策である以上、災害実務が新たに増えることのない様に対応を下さい。